

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年函館市条例第100号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の範囲)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める契約は、次に掲げる物品を借り入れる契約とする。

- (1) 事務機器
- (2) 情報処理機器
- (3) 電気機器
- (4) 通信機器
- (5) 測定機器
- (6) 光学機器
- (7) 医療機器
- (8) スポーツ器具
- (9) 車両および運搬具
- (10) 簡易建物
- (11) その他市長が定める物品

2 条例第2条第2号の規則で定める契約は、次に掲げる役務の提供を受ける契約とする。

- (1) 清掃業務
- (2) 警備業務
- (3) 庁舎維持管理業務
- (4) ボイラー運転業務
- (5) 庁舎案内業務
- (6) 電話交換業務
- (7) 塵芥収集運搬業務
- (8) し尿収集運搬業務
- (9) 送迎バス運転業務
- (10) 給食調理業務
- (11) 学校給食食器食缶運搬業務
- (12) その他市長が定める役務の提供

(契約の期間)

第3条 契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第2条第1号の契約 10年以内
- (2) 条例第2条第2号の契約 5年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。